

2国間・地域間の自由貿易協定(FTA)、経済補完協定(ACE)に適用される特別措置

適用範囲				通関手続き、税関協力、貿易円滑化	衛生植物検疫措置(SPS)	貿易の技術的障害(TBT)	貿易救済措置、SG、AD・相殺措置	輸送、輸送サービス、海運サービス(海)	投資	租税	サービス(S)、越境サービス貿易(越)	金融サービス	一時入国	通信	電子商取引	政府調達	競争(競)、指定独占企業、国営企業	知的財産権	労働	環境	協力	透明性(透)、腐敗防止	紛争解決	その他
チリ	メルコスール	ACE 35	発効	-	○	○	SG	○	○	○	S	-	-	-	-	-	競	○	-	-	-	-	○	科学技術
	ウルグアイ	FTA	署名	○	○	○	-	○	注1	注1	越	-	-	-	○	注1	競	○	○	○	○	○	○	○
太平洋同盟追加議定書			発効	○	○	○	-	海	○	-	越	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	透	○	-
ウルグアイ	メキシコ	ACE 60	発効	○	○	○	○	-	○	注2	越	△	○	○	-	△	○	○	-	-	-	透	○	-
メルコスール	コロンビア	ACE 59	発効	-	○	○	○	○	○	○	S	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○		○	科学技術、フリーゾーン、インフラ
	ペルー	ACE 58	発効	-	○	○	○	○	○	○	S	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		○	科学技術、フリーゾーン

○:協定に含まれるテーマを示す。

-:協定に含まれないテーマ、または「特記事項なし」を示す。

△:ウルグアイ～メキシコ間のACE 60の条文において、政府調達と金融サービスは発効後2年までに交渉を終えるとされていた。

(注1)チリ～ウルグアイ間では、別途、投資協定が2012年3月18日付、政府調達に関する協定が同年8月13日付で、それぞれ発効、また、租税協定が2016年4月1日に署名された。

(注2)ウルグアイ～メキシコ間では、別途、租税協定が2010年12月29日付で発効している。

(出所)各協定条文を基に作成